

名張毒ぶどう酒事件の

奥西さんは85歳
ただちに釈放せよ!



名張毒ぶどう酒事件 無実の死刑囚
奥西勝氏のスケッチ

2005年12月14日

国民救援会愛知県本部名誉会長 安藤巖

名古屋高裁で再審開始を勝ち取るため

みなさんのお力をお貸してください

2010年4月5日、最高裁判所第3小法廷、堀籠幸男裁判長は、再審請求のおこなわれていた、名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんの特別抗告に対し、「原決定を取り消す（異議審は不十分だという意味）」「本件を名古屋高等裁判所に差し戻す（もう一度名古屋高裁でやり直せという意味）」との決定を下しました。

奥西さんは、2005年4月に名古屋高裁で「再審開始決定」が出された状態に戻されたこととなります。

今年1月14日に名古屋拘置所の奥西勝さんは85歳を迎えました。「一日も早い再審を」「直ちに奥西さんの釈放」へ、みなさんのお力をお貸し下さるようお願いいたします。

いまの裁判では、検察が証拠を隠してもかまわない仕組みになっています。「裁判員制度」において、みなさんは被告人を裁くことができますか？ぜひ一緒に司法を変えていきましょう。

お願い

名高裁あての、要請はがき、署名、上申書へのご協力をお願いいたします。
署名、上申書は国民救援会愛知県本部のホームページからダウンロードできます。(http://aichi-kyuuenkai.com/)
毎月28日正午に名古屋の大須観音で宣伝行動をおこなっています。
毎月名高裁に要請行動をおこなっています。参加希望の方はご連絡ください

- えん罪名張毒ぶどう酒事件
愛知・奥西勝さんを守る会
- 日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011
名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル46
日本国民救援会愛知県本部
Tel. 052-251-2625 Fax 052-251-8736

奥西さん85歳誕生日記念宣伝行動が成功

1月14日に奥西勝さんは名古屋拘置所の中で、一人ぼっちで85歳の誕生日を迎えました。35歳で逮捕され50年。「一日も早い再審開始を」「裁判所はこれ以上の検察の引き伸ばしを許すな」など、85名を超えるみなさんにお集まりいただき、金山駅北口で宣伝行動をおこない、成功させることができました。

この様子はNHK、CBC、メーテレなどで報道されました



司法

はいつまで奥西さんの命をもてあそぶのか！

最高裁は「審理が不十分」と名古屋高裁へ差戻し。事件から50年！

どれだけ審理すれば充分なのか？！ 最高裁は人権の砦としての役割を放棄した！

	弁護団の主張	最高裁の決定
新証拠 1	ぶどう酒瓶の口についていた王冠は2度開けが可能で、誰かが他の場所で農薬を入れた可能性がある	抽象的可能性に過ぎないので、認められない
新証拠 2	王冠の内蓋の1本の足は、まっすぐに折れ曲がっており、奥西さんの供述どおり歯で開けたとしたら、そんな折れ曲がりには生じない	歯で曲がったことを否定するだけの証明力は認められない
新証拠 3	奥西さんの持っていたニッカリンTの成分が、飲み残りのぶどう酒から検出されておらず、別の農薬が使用された	科学的知見に基づく証明が不十分なため、名古屋高裁へ差戻し、改めて調べなおせ
新証拠 4	自白どおり封緘紙を火バサミで突き上げたとしたら、証拠のような破断は生じない	自白にはあいまいな部分があり、必ずしも火バサミを使用していない可能性があり認められない
新証拠 5	ニッカリンTは赤く着色されており、白ぶどう酒に混入すれば薄赤色に変化し、誰かに気づかれる	混入の量が少なく、赤色に変化したとは認められない

最高裁は、弁護団の提出した新証拠1～5に対し、3以外は認められませんでした。

そして新証拠3について、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえ、その推論過程に誤りがある疑いがあり、いまだ事実は解明されていないのであって、審理が尽くされているとはいえない。これが原決定に影響を及ぼすことは明らかであり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するものと認められる」と差し戻しを命じました。

.....
そうであるなら、最高裁は「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、84歳の奥西勝さんに対し「再審開始決定」を出すべきではなかったのでしょうか？

これまでの審理の動向

2005年4月に名古屋高裁刑事1部が「再審開始決定」。検察が異議申し立て。

2006年12月に名古屋高裁刑事2部が「異議申し立て」を認める決定。内容は「自白があるから」。ただちに最高裁へ特別抗告。

最高裁で農薬（毒物）の成分が違うのではないかという化学論争。検察側は実験をおこなわず、机上において「スポットが出なかったのは発色が弱いから」と主張し、最高裁は2010年4月に名古屋高裁へ差戻し。

しかし、検察はこの期に及んで、「発色は弱くなかった。もう主張しない」と。それなら「再審開始」すべきではないのか。検察は新たに「農薬の再製造をおこない、様々な実験をおこないたい」旨主張。裁判所はこれを認め、鑑定人によって再製造を命じているが、いまだ鑑定人すら決まっていない……。